

議 事 録

会 議 名	令和5年 第11回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和5年11月24日(金)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 中村 基寛 委員：1番 大久保泰明 2番 金子イツ子 3番 市川 幹雄 4番 五島 修 5番 福岡 喜輝 6番 三澤 伸喜 7番 相田 孝 <div style="text-align: right;">計8名</div>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：西島雄一 副主幹：渡辺和宏 主査：前田大樹 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人			
議 事	日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第3 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第4 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和5年第11回定例総会を開会いたします。出席委員は8名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名人に、1番と2番を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第1、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号61号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号61号を朗読)</p> <p>(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端地域内にある農業振興地域内農地1筆の一部で、転用事業の内容は隣地店舗の駐車場です。隣地店舗につきましては、令和5年第8回定例総会の議案番号53号において、意見決定し、令和5年10月17日付けで転用許可済です。店舗敷地部分と当駐車場部分の農地転用許可申請の時期が違う理由としましては、店舗を建設するための開発許可申請において、駐車場部分と一体だと許可がおりないことから、まずは店舗敷地の開発許可申請及び農地転用許可申請を行い、許可後に、駐車場部分の当申請を行ったものです。食料品や日用品等の販売業を行っている譲受人が、当該地周辺で適地を探していたところ、前面道路の車両交通量が多く、高速道路のインターに近接していることから、長距離、中距離ドライバーの休憩施設としても最適な当該地について、譲渡人との間で賃借権設定の合意があり、農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第3種農地です。許可の基準としては、原則許可となります。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員である7番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>7 番：先日現地確認しました。以前は牛舎がありましたが、現在は取り壊され耕作されていない畑となっています。周辺の農地には影響ありませんので問題ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明につ</p>		

いて、発言のある方は挙手願います。

(2番挙手)

2番：当案件は、店舗部分の農地転用許可後に行っていますが、通常どのくらいの期間が空けば駐車場部分の申請ができるのですか。

事務局：店舗部分については開発申請が伴うことから、県の開発部局の審査があり、その開発許可日以降に当申請ができることとなります。そのため、開発許可の進捗次第となりますので明確な期間はお答えできません。農地転用許可申請の許可までの期間としましては、通常は農業委員会定例総会での意見決定後の翌月末頃に県の許可が下ります。

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号61号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号61号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。続いて、議案番号62号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号62号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり一之宮地域内にある農業振興地域内農地2筆で、転用事業の内容は資材置場です。近隣に本社がある建設業や土木業を営んでいる業者が、現在借りている置場が地権者の都合により使用できなくなることから、移転先を探していたところ、本社から近く利便性のよい当該地について、譲渡人との間で所有権移転の合意があり、農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区区分は、第3種農地です。許可の基準としては、原則許可となります。

会長：続いて、地区担当農業委員である私から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会長：先日事務局職員と現地確認しました。当該地は、以前は茅ヶ崎市の方が利用権設定し耕作しておりましたが、解除され現在は耕作されていない状態です。今後資材置場になるということですが、周辺の農地地権者への説明もしっかりと行っているとのことなので、問題ないと思います。

会長：それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(7番挙手)

7番：当該地周辺について、ここ1～2年で農地転用許可申請が数件続いていることから、周辺環境の急激な変化により近隣住民が不安を感じているようです。特に高い塀や、農転後の利用目的の変更などについて相談がありました。そのため、申請者や代理人等にはそのような状況について十分注意するよう指導してください。

事務局：周辺住民の方々が不安を感じている状況は、事務局も把握しております。当該地周辺にかかわらず、農地転用許可申請前の相談の段階から、隣接農地はもちろんのこと、近隣住民への農地転用に関する十分な説明をするようお願いしています。農地法上必須事項ではないものの、事前の近隣農地所有者や住民が納得のいく十分な説明は、とても重要なことであると考えますので、引き続き申請者や代理人にはトラブルにならないよう、周辺関係人への十分な説明をするようお願いしてまいります。

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号62号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

	<p>(全員挙手)</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号62号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に、日程第2、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号101号及び102号の2件、日程第3、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告番号103号から107号の5件、日程第4、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告番号108号から113号の6件、以上、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案書のとおり2件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり5件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案書のとおり6件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和5年第11回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和5年第11回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 大久保 泰明 議事録署名人 金子 イツ子

本議事録は、令和5年12月25日、承認・署名を得て確定しました。